

第 91 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 5 年 2 月 10 日）

委員名簿

松山大学教授
愛媛大学教授
NTT 四国建築企画室長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
愛媛県医師会長
四国財務局松山財務事務所長
中国四国農政局長
四国通商産業局長
四国運輸局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
愛媛県副知事
愛媛県警察本部長
愛媛県市長会会長（西条市長）
愛媛県町長会会長
愛媛県議会議員（6 名）
愛媛県町村議会議長会会長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
土木部技術監
政策調整課長
土地対策課長
生活衛生課長
環境保全課長
構造改善課長
港湾課長
河川課長
都市計画課長
建築住宅課長
道路建設課長
道路維持課長

第 614 号議案 川之江都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,5,7 号中村山田井線を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,7、中村山田井線、妻島町中村、金生町山田井、(金生町住吉)、約 2450m、地表式、12m、
幹線街路と平面交差 2 箇所

ただし 3,3,2 号との交差点、国道 192 号との交差点、約 750m、16m

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,7 号中村山田井線は、四国縦貫自動車道三島川之江インターチェンジを受ける川東村松線（県道三島川之江港線）等の交通を市街地に導入分散する東西の街路であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。

第 615 号議案 川之江都市計画道路の変更（川之江市決定）

都市計画道路中 3,5,8 号塩谷小山線を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,8、塩谷小山線、川之江町塩谷、金生町小山、(川之江町馬場)、約 1,860m、地表式、
12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,8 号塩谷小山線は、塩谷川東線（川之江三島バイパス）の交通を市街地に導入分散する南北の街路であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化と曲線部の安全な走行を確保するため、本案の通り変更するものである。

第 616 議案 内子都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中Ⅱ,3,1 号内子橋鳥越線を 3,3,1 号内子橋古田線に、Ⅱ,3,2 駅前通線を 3,4,2 号駅前通線に、名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,1、内子橋古田線、内子町大字内子字古城、五十崎町大字古田、(内子町大字内子字鳥越)、
約 2,340m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,4,2、駅前通線、内子町大字内子字駄馬、内子町知清、約 730m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

なお、起点付近に約 2,900 平方メートルの広場を設ける。

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,3,1 号内子橋古田線は、2 車線で整備済の幹線街路（国道 56 号）である。今回、四国縦貫自動車道の整備に伴い、内子五十崎インターチェンジ（仮称）からの交通を市街地に導入分散し、円滑な都市活動を確保すると共に、土地利用の促進を図るため、本案の通り変更するものである。3,4,2 号駅前通線は、市街

地を東西に貫く街路であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。併せて、建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 617 議案 内子都市計画道路の変更（内子町決定）

都市計画道路中Ⅱ,3,3号天場丁永線を3,5,3号天場丁永線に、名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,3、天場丁永線、内子町大字内子字天場、内子町大字内子字丁永、（内子町大字内子字中沖）、約1,670m、地表式、12m、幹線街路と平面交差3箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,3号天場丁永線は、中心市街地を貫き、県道串内子線と内子橋古田線（国道56号）を結ぶ街路であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。併せて、建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 618 号議案 大洲都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中3,6,1号大洲徳森線外1線を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,6,1、大洲徳森線、大洲字山根、若宮字ヲモテヤシキ、（中村）、約2,450m、地表式、11m、幹線街路と平面交差6箇所

幹線街路、3,5,6、若宮慶雲寺線、田ノ口字チョウナガ、五郎字長楽寺、（若宮）、約770m、地表式、12m、JR予讃線と立体交差1箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,6,1号大洲徳森線は、幹線街路（国道56号）であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。3,5,6号若宮慶雲寺線は、大洲徳森線（国道56号）から一級河川肱川を渡り、五郎地区と連絡する街路であり、街路機能の拡充を図るため、本案の通り変更するものである。

第 619 号議案 大洲都市計画道路の変更（大洲市決定）

都市計画道路中3,5,7号若宮天満線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,7、若宮天満線、若宮字ヤシキ、東大洲、（東大洲）、約720m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

3,5,7号若宮天満線は、県道大洲長浜線や、大洲徳森線（国道56号）等の交通を受ける街路であり、今回、将来交通量に対応し、交差点交通の円滑化を図るため、本案の通り変更するものである。

第 620 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に 5,5,6 号重信町総合公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,6、重信町総合公園、重信町大字西岡字河之内、字中池南、字山神谷、字大谷及び躑躅谷、約 14.2ha、園路・広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年のスポーツ、レクリエーション需要の高まりや、自然とのふれあい、コミュニティの形成など、多様なニーズに対応するため、住民全般の休息、観賞、遊戯、スポーツ等総合的な利用に供する重信町総合公園を新たに計画したものであり、本案の通り都市計画決定するものである。

第 621 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に 2,2,70 号和泉南公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,70、和泉南公園、松山市和泉、約 0.14ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童公園を適正に配置し、健全な都市環境の整備、児童の福祉の向上等を図るため、今回、新たに、本案の通り和泉南公園を都市計画決定するものである。

第 622 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に 2,2,71 号高岡みなみ公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,71、高岡みなみ公園、松山市高岡町、約 0.10ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童公園を適正に配置し、健全な都市環境の整備、児童の福祉の向上等を図るため、今回、新たに、本案の通り高岡みなみ公園を都市計画決定するものである。

第 623 号議案 宇和都市計画公園の変更（宇和町決定）

都市計画公園中に 1 号御旅公園を 4,3,1 号御旅公園に、2 号宇和運動公園を 5,5,1 号宇和運動公園に名称を改め、4,3,1 号御旅公園次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

地区公園、4,3,1、御旅公園、宇和町大字卯之町 5 丁目並びに大字明石字大久保、字鶴の羽及び新井出、約 3.8ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、運動施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

御旅公園は、昭和 36 年に計画決定し、昭和 41 年から供用しているところであるが、当公園や県立歴史

文化博物館への進入道路となる県道鳥坂宇和線の拡幅整備に伴い、公園の利用増進をはかるとともに公園機能の充実をはかるため、本案の通り公園区域を一部変更するものである。併せて、建設省通達に基づき名称を改めるものである。

第 624 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道「3 下水管渠」中、保免 2 号污水圧送幹線、三津浜 1 号污水幹線、大可賀污水圧送幹線を次のように変更する。松山公共下水道「4 ポンプ施設」中大可賀污水中継ポンプ場を次のように変更し、「5 処理施設」中、中央浄化センターを次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

松山公共下水道、約 5,177ha、中央排水区 3,390ha、西部排水区 1,787ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

- 1 号幹線、生石町、平和通 1 丁目、0.90m～5.00m、約 4,490m、中央処理区（合流管）
- 2 号幹線、湊町 8 丁目、千舟町 4 丁目、1.35m～1.80m、約 1,380m、中央処理区（合流管）
- 5 号幹線、築山町、湯渡町、1.20 m～1.95m、約 720m、中央処理区（合流管）
- 6 号幹線、千舟町 5 丁目、此花町、0.40m～1.00m、約 1,960m、中央処理区（合流管）
- 中央 1 号污水幹線、南江戸 4 丁目、平井町、0.60 m～1.80m、約 10,500m、中央処理区（分流管）
- 中央 2 号污水幹線、南江戸 4 丁目、清水町 3 丁目、0.45m～0.90m、約 3,890m、中央処理区（分流管）
- 中央 3 号污水幹線、生石町、和泉北 3 丁目、1.35m～2.00m、約 2,350m、中央処理区（分流管）
- 中央 4 号污水幹線、保免中 2 丁目、今在家町、0.70m～1.20m、約 6,000m、中央処理区（分流管）
- 石井 2 号污水幹線、古川西 1 丁目、東石井町、0.50m～0.80m、約 2,710m、中央処理区（分流管）
- 素鷲 1 号污水幹線、朝生田町、中村 5 丁目、0.80m～1.35m、約 1,220m、中央処理区（分流管）
- 浮穴 1 号污水幹線、北土居町、森松町、0.60m～0.70m、約 1,140m、中央処理区（分流管）
- 保免 2 号污水圧送幹線、土居田町、保免中 2 丁目、1.20m、約 800m、中央処理区（分流管）
- 1 号増補管、生石町、湊町 8 丁目、2.00m、約 790m、中央処理区（合流管）
- 1 号第 1 増補管、湊町 8 丁目、千舟町 8 丁目、2.00m、約 180m、中央処理区（合流管）
- 1 号第 2 増補管、千舟町 8 丁目、平和通 1 丁目、1.35 m～5.20m、約 3,340m、中央処理区（合流管）
- 2 号増補管、南江戸 3 丁目、千舟町 8 丁目、5.00m、約 920m、中央処理区（合流管）
- 2 号第 2 増補管、千舟町 7 丁目、勝山町 1 丁目、1.80m～2.40m、約 2,260m、中央処理区（合流管）
- 6 号第 1 増補管、大街道 1 丁目、湊町 3 丁目、1.10m、約 180m、中央処理区（合流管）
- 6 号第 2 増補管、千舟町 2 丁目、湊町 2 丁目、0.70m、約 100m、中央処理区（合流管）
- 6 号第 3 増補管、勝山町 1 丁目、築山町、1.35m、約 230m、中央処理区（合流管）
- 中須賀 1 号污水幹線、三杉町、新浜町、0.60～0.80m、約 920m、西部処理区（分流管）
- 山西 3 号污水幹線、山西町、山西町、0.70m、約 420m、西部処理区（分流管）
- 三津浜 1 号污水幹線、別府町、三杉町、0.90～1.35m、約 2,580m、西部処理区（分流管）
- 三津浜 2 号污水幹線、大可賀 1 丁目、山西町、0.70m、約 650m、西部処理区（分流管）
- 北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.35～1.50m、約 2,220m、西部処理区（分流管）

齊院 1 号汚水幹線、南吉田町、高岡町、0.60m～0.70m、約 1,510m、西部処理区（分流通管）
富久 1 号汚水幹線、東垣生町、南吉田町、1.50～1.65m、約 1,290m、西部処理区（分流通管）
富久 2 号汚水幹線、南吉田町、富久町、0.60～0.80m、約 2,140m、西部処理区（分流通管）
南吉田汚水幹線、南吉田町、東垣生町、2.00m～2.90m、約 1,920m、西部処理区（分流通管）
余戸 1 号汚水幹線、東垣生町、余戸東 1 丁目、0.60～0.80m、約 2,300m、西部処理区（分流通管）
東垣生汚水幹線、東垣生町、東垣生町、0.80～1.20m、約 1,000m、西部処理区（分流通管）
西垣生 1 号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約 200m、西部処理区（分流通管）
西垣生 3 号汚水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約 250m、西部処理区（分流通管）
大可賀汚水圧送幹線、北吉田町、別府町、1.00m、約 470m、西部処理区（分流通管）
西垣生汚水圧送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約 1250m、西部処理区（分流通管）
雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約 270m、中央処理区（分流通管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桑原 1 号雨水幹線、松末 2 丁目、桑原 6 丁目、2.70m～3.50m、約 450m、川附川第 3 排水区（分流通管）
素鷲 1 号雨水幹線、朝生田町、天山町、2.80m～3.00m、約 700m、小野川第 2 排水区（分流通管）
石井 5 号雨水幹線、和泉町、西石井町、2.00m～2.10m、約 950m、小野川第 3 排水区（分流通管）
久米 1 号雨水幹線、星岡町、越智町、2.60m、約 650m、小野川第 4 排水区（分流通管）
中須賀 2 号雨水幹線、三杉町、会津町、2.90m～3.50m、約 730m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀 6 号雨水幹線、三杉町、古三津 6 丁目、2.40m～2.60m、約 620m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀第 1 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約 100m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀第 2 放流渠、住吉 1 丁目、三杉町、3.40m、約 120m、中須賀第 1 排水区（分流通管）
中須賀第 3 放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約 170m、中須賀第 2 排水区（分流通管）
洗地 2 号雨水幹線、富久町、南齊院町、2.00m～4.50m、約 1,880m、洗地第 4 排水区（分流通管）
三段地 4 号雨水幹線、余戸西 3 丁目、余戸西 3 丁目、4.70m、約 1,880m、三段地第 6 排水区（分流通管）
大可賀放流渠、大可賀 3 丁目、大可賀 3 丁目、3.90m～8.00m、約 400m、大可賀排水区（分流通管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ場

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中 2 丁目、約 1,100m²、ポンプ 40.30m³/分
第 1 中継ポンプ場、南江戸 4 丁目、処理場内、ポンプ 2.60m³/分
高浜汚水中継ポンプ場、高浜町 6 丁目、約 380m²、ポンプ 2.30m³/分
大可賀汚水中継ポンプ場、別府町、約 2,140m²、ポンプ 42.90m³/分
垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約 90m²、ポンプ 6.10m³/分

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第 1 雨水排水ポンプ場、三杉町、約 4,200m²、ポンプ 357.54m³/分
中須賀第 2 雨水排水ポンプ場、三杉町、(約 4,200m²)、ポンプ 1,064.64m³/分
中須賀第 3 雨水排水ポンプ場、辰巳町、約 2,500m²、ポンプ 170.28m³/分

大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀 3 丁目、約 670m²、ポンプ 349.0m³/分

朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約 150m²、ポンプ 31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央浄化センター、生石町及び南江戸 4 丁目、約 108,700m²、高級処理、約 229,760 m³/日

西部浄化センター、南吉田町、約 141,600m²、高級処理、約 100,100 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、現在、排水区域 5,177ha を計画決定し、鋭意整備を進めているところである。近年の土地利用状況等の変化に対応して、効率的、効果的な下水道計画とするため、一部幹線管渠のルート変更を行うとともに、環境との調和を図るため大可賀汚水中継ポンプ場の位置等を変更するものである。また、千舟町空港線の整備計画との整合をはかるため、中央浄化センターの区域を一部変更するものである。

第 625 号議案 内子都市計画下水道の変更（内子町決定）

都市計画内子公共下水道を次のように決定する。

1 下水道の名称：内子町公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考】

内子町公共下水道、約 129ha、うち処理区域 129ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

沖田本町污水幹線、内子町知清、内子町大字内子字下沖、0.50m～0.45m、約 330m

吐口、内子町知清、0.50m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

内子町浄化センター、内子町知清地内、約 12,800m²、高級処理

理由書

近年の公共下水道整備の要請に応えるとともに、都市の健全な発展や公衆衛生の向上を目指し、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を図るため、新たに内子町公共下水道を計画したものであり、今回都市計画決定するものである。

第 626 号議案 保内都市計画下水道の変更（保内町決定）

保内都市計画大竹都市下水路を次のように決定する。

1 下水道の名称：大竹都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、備考】

大竹都市下水路、約 64ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 ポンプ施設

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

大竹雨水ポンプ場、保内町宮内地内、約 2,000m²、直径 500（mm）1 台、1,200（mm）3 台

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

保内町の市街地中心部は、感潮河川や山地に囲まれており、また土地が低いことから、浸水対策が要請されている。このため、浸水を防除し生活環境の改善をはかるため、新たに都市下水路を計画したものであり、今回都市計画決定するものである。

第 627 号議案 寒川漁業協同組合地方卸売市場の敷地の位置について

（建築基準法第 51 条ただし書きによる許可）

次の卸売市場の敷地の位置については、都市計画上支障がないと認める。

【名称、位置、敷地面積、建築物の延べ面積、備考】

寒川漁業協同組合地方卸売市場、伊予三島市、2,958.6m²、建築面積 1,081.00m²、卸売市場 780.00m²、市場事務所 301.00m²、延床面積 1,221.57m²、荷さばき場 556.00m²、集出荷 224.00m²、市場事務所 441.57m²、申請人、寒川漁業協同組合組合長理事

「位置は計画図表示のとおり」

理由書

現在の卸売市場は、昭和 38 年に建設され、施設の老朽化に加え近年の取扱量の増大等により、機能が十分果たせない状況である。このため卸売市場機能の整備拡充を行い、水産物の安定供給のため、寒川港埋立造成地の漁業関連用地に移転を計画するものである。

会議録（質疑のみ）

第 614 号議案、第 615 号議案、

事務局：中村山田井線は塩谷小山線との交差点の区域の一部を拡幅変更、塩谷小山線は、塩谷川東線との交差点、川之江山田井線との交差点にそれぞれ右折車線を追加、また金生川左岸側の曲線部で安全かつ円滑な走行を確保するため区域を追加、中村山田井線との交差点に右折車線を追加する。

第 616 号議案、第 617 号議案、

事務局：内子橋古田線は、四国縦貫自動車道の整備に伴い、内子五十崎インターチェンジ（仮称）からの交通を市街地に導入分散し、円滑な都市活動を確保すると共に、土地利用の促進を図るため、4 車線に拡幅変更するとともに、終点側を一部延伸変更する。拡幅については幅員 12m の決定済みの区域に、線形改良、小田川との整合、県道鳥首五十崎線との立体交差等を総合判断して区域を追加した。延伸については終点部約 560m の区域を追加する。駅前通線は、内子橋古田線との交差点に右折車線を追加する。天場丁永線は、内子橋古田線との交差点に右折車線を追加する。

第 618 号議案、第 619 号議案、内子橋古田線

事務局：大洲徳森線は、若宮天満線との交差部に右折車線を追加する。若宮慶雲寺線は、肱川の右岸側で JR 予讃線と立体交差や肱川を渡るため高架にする。盛土となる市立喜多小学校付近の区間には側道を設置しているが、今回、通学児童等歩行者自転車等の安全確保や周辺の環境に配慮し、新たに歩道、自転車道、停車帯等を追加するとともに、肱川橋梁部の自歩道の拡幅、県道大洲長浜線との交差点に右折車線を設置し、併せて終点部の肱川左岸、五郎地区で市道平地慶雲寺線との改良計画に整合させるために区域を追加するものである。若宮天満線は、大洲徳森線及び大洲駅前徳森線との交差部に右折車線を追加する。案の縦覧に対して 15 通の意見書が提出され、早期整備要望が 8 通、地元意見を考慮してほしい 4 通、架橋位置を現五郎橋に隣接するよう要望が 3 通であった。架橋位置については、この路線は昭和 55 年に関係地域住民の合意により、計画決定しており、現在のルートが最良と考えている。意見書の提出者には再説明を行い、位置について理解を得ている。

委員：左岸側の点線は、今後新しく都市計画決定を行い、道路改良を行う予定になるのか。

事務局：市道平地慶雲寺線については、市道として改良するもので、現在のところ都市計画決定の予定はない。

委員：昭和 55 年に決定され、今回変更することで結構ですが、これは非常に要望の強い橋で、五郎橋は狭くて離号出来ないのが、実現すると非常に助かるが、承認すると、どれくらいでできるのか。

事務局：下流の前五郎橋は昭和 28 年に建設され、老朽化しており、幅員も狭いので、大洲市としては早期に付替えたいとのこと。

第 92 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 5 年 3 月 19 日）

第 628 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,4, 34 号高浜高岡線ほか 2 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,4, 34 高浜高岡線、松山市高浜町六丁目、松山市高岡町、（松山市山西町）、約 7,460m、20m
内訳、松山市高浜町五丁目、松山市石風呂町、約 1,500m、地下式、10m、約 5,960m、
地表式、16～29m、伊予鉄高浜線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 箇所

幹線道路、3,5,48 道後松山港線、松山市緑台、松山市須賀町、（松山市久万ノ台）、約 6,380m、15m、
四国旅客鉄道予讃線と立体交差、伊予鉄道高浜線と立体交差、幹線街路と平面交差 9 箇所

幹線道路、3,5,52 三津浜駅松山港線、松山市会津町、松山市三津三丁目、約 1,490m、12m、伊予鉄
道高浜線と平面交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

松山広域都市計画 3,4, 34 高浜高岡線は、松山観光港へのアクセス道路であり、臨海部の産業活動の展開などに伴い増大する交通需要に対応し、3,4,34 高浜高岡線と交差する 3,5,48 道後松山港線及び 3,5,52 三津浜駅松山港線との交差点交通の円滑化を図るため、本案のとおり 3,4, 34 号高浜高岡線ほか 2 路線の交差部の区域を変更するものである。

第 629 号議案 保内都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 II,3,1 号名坂川之石線を 3,5,1 号名坂川之石線に、II,3,2 号清水三島線を 3,5,2 号清水三島線に、II,3,3 号和田町楠町線を 3,5,3 号和田町楠町線に名称を改め、3,5,3 号和田町楠町線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,5,3、和田町楠町線、保内町川之石、保内町川之石、約 490m、12m、幹線街路と平面交
差 1 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

保内都市計画道路 3,5,3 和田町楠町線は、保内町の中心市街地から川之石港にアクセスする街路であり、本路線と県道八幡浜保内線を接続する川之石港埋立地の道路計画との整合を図り、円滑な都市交通を確保するため、本案の通り終点部の一部区域を変更するものである。併せて、建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 630 号議案 松山広域都市計画公園の変更（北条市決定）

都市計画公園中 4,3,4 号別府公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区、4,3,4、別府公園、北条市別府、約 3.9ha、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山広域都市計画公園 4,3,4 別府公園は、昭和 49 年、面積約 3.7ha の区域を計画決定し、約 2ha を供用しているところであるが、隣接する進入道路の拡幅計画に対応し、公園の利用増進を図るため、本案の通り公園区域を修正するものである。

第 631 号議案 内子都市計画公園の変更（内子町決定）

都市計画公園中 1 号知清公園を 2,2,1 号知清公園に名称を改め、2,2,4 号上町児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,4、上町児童公園、内子町大字内子字青屋、約 0.12ha、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

内子都市計画公園の計画的な整備を行い、児童の福祉の向上と良好な都市環境の形成を図るため、児童の利用にも供している内子福祉館に近接し、既成市街地を誘致圏とする公園適地を選定し、今回、新たに上町児童公園を追加するものである。併せて、建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 632 号議案 内子都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 3 号内子公園を 6,5,1 号内子公園に、4 号龍王公園を 4,4,1 号龍王公園に名称を改める。

理由書

建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 633 号議案 内子都市計画公園の変更（五十崎町決定）

都市計画公園中 2 号新川児童公園を 2,2,2 号新川児童公園に、5 号平岡児童公園を 2,2,3 号平岡児童公園に名称を改める。

理由書

建設省通達に基づき、名称を改めるものである。

第 634 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 6,5,1 号丸山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

運動公園、6,5,1、丸山公園、宇和島市伊吹町字ショブガ坂、字カツガ平、字丸山、字近永、字かつがひら、字カツガヒラ、字神ヶ谷及び字池ノ奥、並びに和霊町字一本松、字菖蒲ヶ坂及び字臥雲並びに丸穂町字新田、字天満及び千本松、約 32.0ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

南予レクリエーション都市計画公園 6,5,1 丸山公園は、昭和 45 年、面積約 21ha の区域を計画決定し、約 11ha を供用しているところであるが、公園の一部区域は、市街化の進行により、効果的な公園整備が困難な状況となっており、また、総合的な運動施設の整備が要請されていることから、今回国道 320 号柿原

バイパスとのアクセスに配慮し、効果的に公園機能の拡充を図るため、本案のように公園区域を変更するものである。

第 635 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画伊予三島公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、寒川第 1 汚水幹線、中之庄第 1 汚水幹線、中之庄第 3 汚水幹線、三島第 1 汚水幹線、三島第 2 汚水幹線、三島第 4 汚水幹線、村松汚水幹線を次のように変更し、寒川第 2 汚水幹線、中之庄第 2 汚水幹線、中之庄第 4 汚水幹線、三島第 3 汚水幹線、三島第 6 汚水幹線、長谷川第 1 雨水幹線、長谷川第 2 雨水幹線、長谷川第 3 雨水幹線、大谷川第 1 雨水幹線、大谷川第 2 雨水幹線、大谷川第 3 雨水幹線、大谷川第 4 雨水幹線、井関川第 1 雨水幹線、井関川第 2 雨水幹線、井関川第 3 雨水幹線、宮川第 1 雨水幹線、宮川第 2 雨水幹線、海岸寺川第 1 雨水幹線、海岸寺川第 2 雨水幹線、赤之井川雨水幹線、堀子川雨水幹線、村松ポンプ場吐口及び放流管渠を廃止する。

1 下水道の名称：伊予三島公共下水道

2 処理区域又は排水区域

【名称、面積、備考】

伊予三島公共下水道、約 762ha、伊予三島処理区約 762ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

寒川第 1 汚水幹線、伊予三島市寒川町字江ノ元、伊予三島市寒川町字西浜、0.50m～0.30m、約 580m、伊予三島処理区（分流式）

寒川汚水圧送幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市寒川町字江ノ元、0.25m、約 1,230m、伊予三島処理区（分流式）

中之庄第 1 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市金子 1 丁目、0.90m～0.80m、約 1,730m、伊予三島処理区（分流式）

中之庄第 3 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字頭王、0.30m、約 160m、伊予三島処理区（分流式）

三島第 1 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市宮川 3 丁目、0.80 m～0.40m、約 740m、伊予三島処理区（分流式）

三島第 2 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目、伊予三島市中央 1 丁目、0.35m～0.30m、約 310m、伊予三島処理区（分流式）

三島第 4 汚水幹線、伊予三島市宮川 2 丁目、伊予三島市朝日 3 丁目、0.80 m～0.40m、約 840m、伊予三島処理区（分流式）

三島第 5 汚水幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市金子 1 丁目、0.80m、約 100m、伊予三島処理区（分流式）

三島汚水圧送幹線、伊予三島市金子 1 丁目、伊予三島市中央 1 丁目、0.40m、約 750m、伊予三島処理区（分流式）

村松汚水幹線、伊予三島市村松町字日吉縄、伊予三島市村松町字日吉縄、0.80 m～0.25m、約 1,720m、伊予三島処理区（分流式）

村松汚水圧送幹線、伊予三島市朝日町 2 丁目、伊予三島市村松町字日吉縄、0.20m、約 1,640m、伊予

三島処理区（分流式）

処理場吐口及び放流管渠、伊予三島市中之庄町字浜之前、伊予三島市中之庄町字浜之前、0.90m、約60m、伊予三島処理区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央1丁目、約360m²、汚水
寒川汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字江之元、約700m²、汚水
村松ポンプ場、伊予三島市村松町字日吉縄、約2,000m²、雨水・汚水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予三島市終末処理場、伊予三島市中之庄町字浜之前、約45,000m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島公共下水道は、昭和56年、市の中心部において排水区域約674haを計画決定し、鋭意整備を進めているところである。今回、下水道整備に伴い、一体的に整備することが効果的な市の西部地区についても、生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全を図り、都市の健全な発展を目指し、本案のとおり、排水区域を拡大変更するものである。併せて、都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行うものである。

第636号議案 今治広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

今治広域都市計画今治市・波方町公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、北部1号汚水幹線を次のように変更し、北部2号汚水幹線、高部下雨水幹線、本町雨水幹線、北郷雨水幹線、北郷バイパス幹線、木山…田1号雨水幹線、郷雨水幹線、樋口1号雨水幹線、樋口2号雨水幹線を廃止する。

1 下水道の名称：今治市・波方町公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考】

今治市・波方町公共下水道、約256ha、北部処理区、約154ha（今治市）、樋口処理区、約102ha（波方町）

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

北部1号汚水幹線、今治市内堀1丁目、今治市地堀4丁目、0.8m～0.6m、970m、北部・樋口処理区（分流式）

処理場吐口、今治市内堀1丁目、今治市内堀1丁目、0.5m、10m、北部・樋口処理区（分流式）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

高部下排水ポンプ場吐口、今治市波止浜字高部下、今治市波止浜字高部下、1.75m、130m、北部処理

区（分流式）

北郷排水ポンプ場吐口、今治市中堀 3 丁目、今治市中堀 3 丁目、2.8m、90m、北部処理区（分流式）
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

高部下排水ポンプ場、今治市波止浜字高部下、約 1,600m²、雨水
大浦排水ポンプ場、今治市波止浜 4 丁目、約 80m²、雨水
波止浜第 1 排水ポンプ場、今治市地堀 2 丁目、約 60m²、雨水
波止浜第 2 排水ポンプ場、今治市波止浜字高部下、約 610m²、雨水
北郷排水ポンプ場、今治市中堀 3 丁目、約 1,800m²、雨水
木山…田排水ポンプ場、今治市高部字名切、約 270m²、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北部終末処理場、今治市内堀 1 丁目、約 16,200m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市・波方町公共下水道は、昭和 61 年、市街化区域に整合する今治市の北部処理区、波方町の樋口処理区併せて排水区域約 217ha を計画決定し、鋭意整備を進めているところである。今回波方町の樋口処理区の下水道整備の進捗に伴い、一体的に整備することが効果的な周辺部等についても、生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全を図り、都市の健全な発展を目指し、本案のとおり、排水区域を拡大変更するものである。併せて、都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行うものである。

第 637 号議案 南予レクリエーション都市計画ごみ焼却場の決定（津島町決定）

都市計画ごみ焼却場に 3 号津島町クリーンセンターを次のように追加する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

3 津島町クリーンセンター、津島町大字高田字大谷、字柳木谷及び字柳ノ木谷、約 9,600 m²、処理能力 20 トン/日（10 トン/8 時間・炉× 2 炉）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

津島町のごみ焼却場は、昭和 38 年に建設し、補修を重ねながら供用してきたが、近年施設の老朽化や処理量の増大等により、対応が困難な状況となっている。このため、適正なごみ処理を行うとともに、生活環境や公衆衛生の改善を目指し、津島町高田地区に適地を選定し、近代的な施設の津島町クリーンセンターの建設を計画したものであり、今回、都市計画決定を行おうとするものである。

会議録（質疑のみ）

第 628 号議案

事務局：高浜高岡線は、道後松山港線及び三津浜駅松山港線との交差部にそれぞれ右折車線を追加する。

第 629 号議案

事務局：和田町楠町線は、川之石港埋立地内に計画している道路との円滑な取り合わせを図るとともに右折車線を計画し、終点部の区域を追加する。

第 634 号議案

委員：320 号線柿原バイパスを利用してこの公園に入れるか。

事務局：柿原バイパスには 3 本のトンネルがあり、このうちの丸穂トンネルを抜けたところから市道丸穂線に入り、丸穂町 7 号線から公園に入れる。宇和島市内からは、仮称天神トンネルを通過して市道丸穂線に入れる。

第 635 号議案

委員：今後増やす部分は極めて細かい気がする。この計画に見合う排水管は 50cm とか 30cm とかの排水管が敷設されるが、もう少しおおざっぱにやっても良いのではないか。将来もっと家も増えるのではないか。こんなに細かくする理由は何か。

事務局：今回提案している 88ha は用途未指定地域で面的に開発が進むとは予想していない。建設省の補助をもらうためには、ある程度の人口密度が必要で、この特定環境保全公共下水道事業の基準である ha 当たり 40 人を拾っているのです、このようになっています。

第 93 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 5 年 12 月 15 日）

第 638 号議案 川之江都市計画準防火地域の決定（川之江市決定）

都市計画準防火地域を次のように決定する。

【種類、面積、備考】

準防火地域、約 36ha、商業地域及びその周辺

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年、都市の安全性を確保するため、市街地における火災の危険防除に対する建築物の防火機能の向上が強く求められている。このため、昭和 50 年に決定した用途地域のうち、店舗、住宅が密集し、木造建築物の比率や火災の発生率が高い商業地域を中心に、その周辺部を含めた区域を準防火地域に計画決定するものである。

第 639 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,3,7 号大坪通土橋線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、幅員、地表式の区間における幹線街路等との交差の構造）、備考】

幹線街路、3,3,7、大坪通土橋線、今治市蔵敷町 2 丁目、今治市北高下町 4 丁目、（今治市広紹寺町 1 丁目）、約 1,350m、地表式、25m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、昭和 50 年に延長約 1,350m、幅員 25m で計画決定した幹線街路である。今回、周辺土地の形状変更に対応して、沿線地区の効果的な土地利用の増進と街路機能の向上を図るため、一部区域を除外し、本案の通り計画変更するものである。

第 640 号議案 今治広域都市計画墓園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画墓園中 1 号大谷墓園を次のように変更する。

【名称（番号、墓園名）、位置、面積、備考】

- 1 大谷墓園、今治市山方町 1 丁目、山方町 2 丁目、山路字谷口、山路字イタチカド、山路字高屋、阿方字春岡、阿方字牛ノ江、約 25.4ha、園路、広場、墓所、駐車場、管理事務所、休憩所、修景施設、墓所面積、約 6.8ha、墓園面積、約 25.4ha、墓所面積/墓園面積×100、26.8%

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治広域都市計画墓園 1 号大谷墓園は、昭和 23 年、面積、約 9.6ha の区域を計画決定し、昭和 47 年、面積、約 12.6ha に拡大変更して、市民に親しまれているが、現在、墓地利用が満度に達しており、深刻な墓地不足となっている。このため、今回、墓地面積の拡大変更を行い、快適な都市環境の創出と公共の福祉の増進を目指すものである。

第 641 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

東予広域都市計画西条公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、17-0 幹線を次のように変更し、17-0 幹線ほか 11 幹線の名称を改め、「5 処理施設」を次のように変更する。

1 下水道の名称：西条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

西条公共下水道、約 1592ha、西条処理区、約 1,592ha、面積の変更

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 汚水管渠

【名称、(新計画、旧計画)、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、備考】

中部汚水幹線、1-0 幹線、西条市港字北新地、西条市福武字沢の前、1.35m~0.60m、約 7,230m、名称の変更
東部汚水幹線、6-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市下島山字馬上免、0.60m~0.40m、約 1,480m、

名称の変更

北浜・大南汚水幹線、11-0 幹線、西条市樋之口字八丁、西条市大町字北ノ丁、0.80m~0.60m、約 2,360m、名称の変更

西部汚水幹線、17-0 幹線、西条市神拝字船元、西条市氷見字野部里、0.60m~0.40m、約 6,000m、
位置、延長、名称の変更

吐口及びこれに接続する放流管渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、1.80m、約 50m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 雨水管渠

小井出雨水幹線、F-0 幹線、西条市福武字小井出、西条市福武字小井出、2.30m~2.10m、約 300m、
名称の変更

サラサラ川雨水幹線、A-1 幹線、西条市明神木字徳地、西条市明神木字宝地、5.54m、約 430m、名称の変更
御舟川雨水幹線、B-0 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市大町字御舟川、70.0m~10.0m、約 1,740m、

名称の変更

若洲・四軒町雨水幹線、B-1 幹線、西条市朔日市字与八郎新田、西条市字徳助外新田、22.0m~14.50m、
約 560m、名称の変更

横黒・新元橋雨水幹線、B-2-A 幹線、西条市朔日市字寄合、西条市新田字市塚新田、6.50m、約 220m、
名称の変更

新川雨水幹線、C-0 幹線、西条市港字北新地、西条市古川字江内、6.90m、約 1,860m、名称の変更
港新地・百軒巷雨水幹線、C-3-A 幹線、西条市港字北新地、西条市喜多川字八丁、4.70m、約 1,090m、

名称の変更

船屋雨水幹線、船屋幹線、西条市船屋字西開、西条市下島山字石の脇、3.70m~2.50m、約 930m、名称の変更
干拓ポンプ場吐口及び放流渠、西条市港字北新地、西条市港字北新地、8.70m、約 20m

船屋ポンプ場吐口及び放流渠、西条市船屋字西新開、西条市船屋字西新開、3.50m、約 50m

小井出ポンプ場吐口及び放流渠、西条市福武字小井出、西条市福武字小井出、2.40m、約 10m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、面積、備考】

玉津ポンプ場、西条市玉津字砂地、約 880m²、汚水

明神木ポンプ場、西条市明神木字平田、約 1,200m²、汚水

神戸ポンプ場、西条市中野字千星、約 940m²、汚水

干拓ポンプ場、西条市港字北新地、約 3,000m²、雨水
船屋ポンプ場、西条市船屋字西新開、約 2,000m²、雨水
唐樋ポンプ場、西条市朔日市字寄合、約 3,800m²、雨水
本陣川ポンプ場、西条市明屋敷字常盤巷、約 280m²、雨水
小井出ポンプ場、西条市福武字小井出、約 5,800m²、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考、変更内容】

西条市浄化センター、西条市港字北新地、約 86,400m²、標準活性汚泥法、面積の変更

「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由書

西条公共下水道は、昭和 48 年排水区域 709ha を計画決定し、平成 3 年排水区域 1,163ha に拡大変更を行い、鋭意整備を進めているところである。今回、下水道整備の進捗に伴い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全並びに都市の健全な発達を図るため、本案の通り、排水区域を拡大変更するものである。併せて処理技術の向上等に伴う浄化センター区域の一部縮小変更、下水管渠の名称変更及び管渠の位置、延長の変更をするものである。

第 642 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（愛媛県知事決定）

東予広域都市計画、東予市・丹原町公共下水道「2 排水区域」及び「3. 下水管渠」中、中央 1 号污水幹線、中央 2 号污水幹線を次のように変更し、丹原 2 号污水幹線、丹原 5 号雨水幹線及び No.8 吐口他 2 吐口を廃止するとともに、「4 ポンプ施設」に北条ポンプ場及び三芳ポンプ場を次のように追加する。

- 1 下水道の名称：東予市・丹原町公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

東予市・丹原町公共下水道、約 433ha、三芳処理分区、約 58ha、国安処理分区、約 67ha、壬生川処理分区、約 98ha、三津屋処理分区、約 83ha、北条処理分区、約 25ha、丹原処理分区、約 102ha、面積の変更

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

3-1 污水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

中央 1 号污水幹線、東予市三津屋、周桑郡丹原町願連寺、0.60 m～1.0m、約 4,480m、位置・延長の変更

中央 2 号污水幹線、東予市三津屋、東予市国安、0.5m～0.7m、約 3,370m、位置・延長の変更

No.1 吐口、東予市三津屋、東予市三津屋、1.0m、約 30m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考、変更内容】

本河原ポンプ場、東予市三津屋、約 3,600m²、污水・雨水

壬生川ポンプ場、東予市大新田、約 3,030m²、污水・雨水

三津屋ポンプ場、東予市三津屋、約 4,600m²、雨水

北条ポンプ場、東予市北条、約 2,600m²、雨水、追加
三芳ポンプ場、東予市三芳、約 4,400m²、雨水、追加
「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

東予・丹原浄化センター、東予市三津屋、約 48,100m²、オキシディションディッチ法、標準活性汚泥法
「区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

東予市・丹原町公共下水道は、昭和 58 年、排水区域 254ha を計画決定し、昭和 62 年、排水区域 256ha に拡大変更を行い、鋭意整備を進めているところである。今回、下水道整備の進捗に伴い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全並びに都市の健全な発達を図るため、本案の通り、排水区域を拡大変更するとともに、北条ポンプ場及び三芳ポンプ場を追加するものである。併せて都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更をするものである。

第 643 号議案 川之江都市計画火葬場の決定（川之江市決定）

川之江都市計画火葬場を次のように決定する。

【名称（番号、火葬場名）、位置、面積、備考】

1、川之江市斎場、川之江市上分町字松之谷及び字中尾山、約 38,700m²、処理能力 8（体/日）
「区域は、計画図表示のとおり」

理由

川之江の現火葬場は、昭和 27 年 4 月に建設され供用されているが、建物等の老朽化が著しく、能力も限界となっており、早期建設が迫られている。このため、候補地を検討した結果、上分町地内が適地であることから、本案の通り都市計画決定を行い、快適な都市環境の創出と公共の福祉の増進を図ろうとするものである。

会議録（質疑のみ）

第 640 号議案

委員：これは今治市の直接施工か。いつ頃から全体計画を実施するのか。

事務局：市が直接施工する。墓地埋葬法により、市町村等が共同墓地として願い出るか、それが不可能な場合に寺院または教会より願い出るときでないといけないことになっており、市として取り組むものである。用地買収は一括初年度に行う。造成については、多大の経費を要するため、需要に見合ったほど墓所を作っていく。平成 23 年ころまで需要に耐えるとのこと。

第 643 号議案

委員：四国縦貫道の南側で異論はないとのこと結構である。192 号線付近には住宅が多いが、そこから眺めた時に見えないか、あるいはその工夫をしているのか。

事務局：高速道路からも見えない。高速道路から非常に近いが高木を植栽して見えないようにする。192 号線からも見えない。地形が谷合の所に作るので、周辺からは見えない。

第 94 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 6 年 5 月 12 日）

第 644 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,6,3 号松山総合公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,6,3、松山総合公園、松山市朝美 1 丁目、衣山 5 丁目、北斉院町、南斉院町、朝日ヶ丘 1 丁目、南江戸 5 丁目、南江戸 6 丁目、約 52.3ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画公園 5,6,3 松山総合公園は昭和 58 年 3 月 4 日に面積約 52.2ha の区域を都市計画決定し、約 13.2ha を供用しているところであり、現在、さらに整備を進めている。今回、当公園の東側地区や西側地区に設置される駐車場施設に進入する外周園路の安全性の向上と新たな歩行者動線の確保を図るために園路の幅員を拡幅することとし、これに伴い、一部区域の拡大を行うものである。

第 645 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（北条市決定）

松山広域都市計画北条公共下水道「2 排水区域」及び「3-1 下水管渠」中、難波第 1 汚水幹線、北条第 2 汚水幹線、北条第 3 汚水幹線を次のように変更し、難波第 2 汚水幹線、北条第 5 汚水幹線、北条第 6 汚水幹線、北条第 7 汚水幹線、柳原第 2 汚水幹線、柳原第 3 汚水幹線、鹿峰第 2 汚水幹線、鹿峰第 3 汚水幹線、和田第 1 汚水幹線、和田第 2 汚水幹線、和田第 3 汚水幹線、和田第 4 汚水幹線、和田第 5 汚水幹線、難波第 1 雨水幹線、北条第 1 雨水幹線、北条第 2 雨水幹線、北条第 3 雨水幹線、北条第 4 雨水幹線、北条第 5 雨水幹線、北条第 6 雨水幹線、北条第 1 雨水放流幹線、北条第 2 雨水放流幹線、辻第 1 雨水幹線、辻第 2 雨水幹線、辻第 3 雨水幹線、柳原第 1 雨水幹線、柳原第 2 雨水幹線、柳原第 3 雨水幹線、鹿峰第 1 雨水幹線、鹿峰第 2 雨水幹線、鹿峰第 3 雨水幹線、鹿峰第 4 雨水幹線、鹿峰雨水放流幹線、和田第 1 雨水幹線、和田第 2 雨水幹線、和田雨水放流幹線、小川第 1 雨水幹線、小川第 2 雨水幹線を廃止する。

1 下水道の名称：北条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

北条公共下水道、約 656ha、北条処理区、約 656ha、面積の変更

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（汚水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

難波第 1 汚水幹線、下難波、下難波、0.50m～0.40m、約 680m、北条処理区、位置・延長の変更

北条第 1 汚水幹線、辻、柳原、0.80m、約 200m、北条処理区

北条第 2 汚水幹線、辻、辻、0.80m、約 860m、北条処理区、位置・延長の変更

北条第 3 汚水幹線、辻、辻、0.35m、約 300m、北条処理区、位置・延長の変更

北条第 4 汚水幹線、下難波、辻、1.10m～0.80m、約 1,890m、北条処理区

柳原第 1 汚水幹線、片山、中須賀、0.70m、約 650m、北条処理区

柳原汚水圧送幹線、柳原、片山、0.65m、約 900m、北条処理区

鹿峰第 1 汚水幹線、苞木、河原、0.60m～0.50m、約 740m、北条処理区

鹿峰污水圧送幹線、中須賀、苞木、0.40m、約 320m、北条処理区
和田污水圧送幹線、河原、和田、0.30m～0.20m、約 560m、北条処理区
污水放流幹線、下難波地先、下難波、0.60m、約 450m、北条処理区
「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 污水ポンプ施設

【名称、位置、面積、備考】

和田污水中継ポンプ場、北条市和田、約 300m²、污水
鹿峰污水中継ポンプ場、北条市苞木、約 500m²、污水
柳原污水中継ポンプ場、北条市片山、約 360m²、污水

4-2 雨水ポンプ施設

北条第 1 雨水排水ポンプ場、北条市北条、約 1,000m²、雨水
北条第 2 雨水排水ポンプ場、北条市土手内、約 370m²、雨水
鹿峰雨水排水ポンプ場、北条市久保、約 1,100m²、雨水
和田雨水排水ポンプ場、北条市河原、約 1,800m²、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北条処理場、北条市下難波、約 32,800m²、標準活性汚泥法、処理能力、26,000m³/日

「区域は、計画図表示のとおり」

計画理由

北条公共下水道は、昭和 50 年に市街化区域全域面積約 384ha を計画決定し、その後、昭和 63 年に市街化区域に接続する人口密度の高い一部周辺地域を追加し、排水区域面積約 409ha に拡大し、鋭意整備を進めているところである。今回、北条市の北条処理区の下水道整備の進捗に伴い、一体的に整備することが効率的な周辺部等についても、生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全等を図り、都市の健全な発展を目指し、本案のとおり、排水区域を拡大変更するものである。併せて、都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行うものである。

第 646 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（松山市決定）

松山広域都市計画松山公共下水道「2 排水区域」及び「3 下水管渠」中、山越 1 号污水幹線、山越 2 号污水幹線、山西 1 号污水幹線を次のように追加し、三津浜 1 号污水幹線、大可賀污水圧送幹線、北吉田污水幹線、富久 1 号污水幹線を次のように変更する。松山公共下水道「4 ポンプ施設」中、大可賀污水中継ポンプ場の名称を次のように変更する。

1 下水道の名称：松山公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、備考、変更の内容】

松山公共下水道、約 5,438ha、中央排水区 3,390ha、西部排水区 2,048ha、面積の変更

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

1号幹線、生石町、平和通1丁目、0.90m~5.00m、約4,490m、中央排水区(合流管)

2号幹線、湊町8丁目、千舟町4丁目、1.35m~1.80m、約1,380m、中央排水区(合流管)

5号幹線、築山町、湯渡町、1.20m~1.95m、約720m、中央排水区(合流管)

6号幹線、千舟町5丁目、此花町、0.40m~1.00m、約1,960m、中央排水区(合流管)

中央1号污水幹線、南江戸4丁目、平井町、0.60m~1.80m、約10,500m、中央排水区(分流管)

中央2号污水幹線、南江戸4丁目、清水町3丁目、0.45m~0.90m、約3,890m、中央排水区(分流管)

中央3号污水幹線、生石町、和泉北3丁目、1.35m~2.00m、約2,350m、中央排水区(分流管)

中央4号污水幹線、保免中2丁目、今在家町、0.70m~1.20m、約6,000m、中央排水区(分流管)

桑原1号污水幹線、小坂5丁目、枝松1丁目、0.60m~0.90m、約1,340m、中央排水区(分流管)

石井2号污水幹線、古川西1丁目、東石井町、0.50m~0.80m、約2,710m、中央排水区(分流管)

素鷲1号污水幹線、朝生田町、中村5丁目、0.80m~1.35m、約1,220m、中央排水区(分流管)

浮穴1号污水幹線、北土居町、森松町、0.60m~0.70m、約1,140m、中央排水区(分流管)

保免2号污水压送幹線、土居田町、保免中2丁目、1.20m、約1,090m、中央排水区(分流管)

1号増補管、生石町、湊町8丁目、2.00m、約790m、中央排水区(合流管)

1号第1増補管、湊町8丁目、千舟町8丁目、2.00m、約180m、中央排水区(合流管)

1号第2増補管、千舟町8丁目、平和通1丁目、1.35m~5.20m、約3,340m、中央排水区(合流管)

2号増補管、南江戸3丁目、千舟町8丁目、5.00m、約920m、中央排水区(合流管)

2号第2増補管、千舟町7丁目、勝山町1丁目、1.80m~2.40m、約2,260m、中央排水区(合流管)

6号第1増補管、大街道1丁目、湊町3丁目、1.10m、約180m、中央排水区(合流管)

6号第2増補管、千舟町2丁目、湊町2丁目、0.70m、約100m、中央排水区(合流管)

6号第3増補管、勝山町1丁目、築山町、1.35m、約230m、中央排水区(合流管)

中須賀1号污水幹線、三杉町、新浜町、0.60~0.80m、約920m、西部排水区(分流管)

山越1号污水幹線、東山町、問屋町、0.60~0.80m、約1,900m、西部排水区(分流管)

山越2号污水幹線、西長戸町、西長戸町、0.60、約310m、西部排水区(分流管)

山西1号污水幹線、三杉町、東山町、0.80~0.90m、約1960m、西部排水区(分流管)

山西3号污水幹線、山西町、山西町、0.70m、約420m、西部排水区(分流管)

三津浜1号污水幹線、別府町、三杉町、1.20~1.35m、約2,580m、西部排水区(分流管)

三津浜2号污水幹線、大可賀1丁目、山西町、0.70m、約650m、西部処理区(分流管)

北吉田污水幹線、南吉田町、北吉田町、1.85~1.50m、約1,860m、西部排水区(分流管)

斉院1号污水幹線、南吉田町、高岡町、0.60m~0.70m、約1,510m、西部排水区(分流管)

富久1号污水幹線、東垣生町、南吉田町、2.10~2.25m、約1,290m、西部排水区(分流管)

富久2号污水幹線、南吉田町、富久町、0.60~0.80m、約2,140m、西部排水区(分流管)

南吉田污水幹線、南吉田町、東垣生町、2.00m~2.90m、約1,920m、西部排水区(分流管)

余戸1号污水幹線、東垣生町、余戸東1丁目、0.60~0.80m、約2,300m、西部排水区(分流管)

東垣生污水幹線、東垣生町、東垣生町、0.80~1.20m、約1,000m、西部排水区(分流管)

西垣生1号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約200m、西部排水区(分流管)

西垣生3号污水幹線、西垣生町、西垣生町、0.60m、約250m、西部排水区(分流管)

清水污水压送幹線、北吉田町、別府町、1.20m、約830m、西部排水区(分流管)

西垣生污水压送幹線、西垣生町、西垣生町、0.50m、約1,250m、西部排水区(分流管)

雨水吐口、文京町、道後北代、1.50m、約270m、中央排水区(分流管)

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

桑原2号雨水幹線、松末2丁目、桑原6丁目、2.70m～3.50m、約450m、川附川第3排水区（分流管）

素鷲1号雨水幹線、朝生田町、天山町、2.80m～3.00m、約700m、小野川第2排水区（分流管）

石井5号雨水幹線、和泉町、西石井町、2.00m～2.10m、約950m、小野川第3排水区（分流管）

久米1号雨水幹線、星岡町、越智町、2.60m、約650m、小野川第4排水区（分流管）

中須賀2号雨水幹線、三杉町、会津町、2.90m～3.50m、約730m、中須賀第1排水区（分流管）

中須賀6号雨水幹線、三杉町、古三津6丁目、2.40m～2.60m、約620m、中須賀第1排水区（分流管）

中須賀第1放流渠、住吉1丁目、三杉町、2.00m～3.30m、約100m、中須賀第1排水区（分流管）

中須賀第2放流渠、住吉1丁目、三杉町、3.40m、約120m、中須賀第1排水区（分流管）

中須賀第3放流渠、辰巳町、辰巳町、2.00m、約170m、中須賀第2排水区（分流管）

洗地2号雨水幹線、富久町、南斎院町、2.00m～4.50m、約1,880m、洗地第4排水区（分流管）

三段地4号雨水幹線、余戸西3丁目、余戸西3丁目、4.70m、約1,880m、三段地第6排水区（分流管）

大可賀放流渠、大可賀3丁目、大可賀3丁目、3.90m～8.00m、約400m、大可賀排水区（分流管）

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

4-1 汚水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

保免中継ポンプ場、保免中2丁目、約1,000m²、ポンプ40.30m³/分

第1中継ポンプ場、南江戸4丁目、処理場内、ポンプ2.60m³/分

高浜汚水中継ポンプ場、高浜町6丁目、約380m²、ポンプ2.30m³/分

清水汚水中継ポンプ場、別府町、約2,140m²、ポンプ55.20m³/分

垣生汚水中継ポンプ場、西垣生町、約90m²、ポンプ6.10m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

4-2 雨水ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

中須賀第1雨水排水ポンプ場、三杉町、約4,200m²、ポンプ357.54m³/分

中須賀第2雨水排水ポンプ場、三杉町、（約4,200m²）、ポンプ1,064.64m³/分

中須賀第3雨水排水ポンプ場、辰巳町、約2,500m²、ポンプ170.28m³/分

大可賀雨水排水ポンプ場、大可賀3丁目、約670m²、ポンプ349.0m³/分

朝日橋雨水排水ポンプ場、神田町、約150m²、ポンプ31.74m³/分

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

中央浄化センター、生石町及び南江戸4丁目、約108,800m²、高級処理、約229,760 m³/日

西部浄化センター、南吉田町、約141,600m²、高級処理、約100,100 m³/日

「位置は計画図表示のとおり」

変更理由

松山公共下水道は、現在、中央及び西部排水区で、5,177 haを計画決定し、鋭意整備を進めているとこ

ろである。松山市には北部地区をはじめ、まだ下水道が計画されていない地域が残っているため、それぞれの地域に適したより効率的な整備手法や事業着手時期などについて、総合的な観点から検討を行った結果、北部地区で計画していた山越地域は、近年人口増加が著しく、久万川等の河川の水質保全等の面から、早期に事業化する必要が生じており、また、松山公共下水道全体の早期完成を図る観点からも、西部排水区に組み入れて整備を進めることが、より効率的であること等から、今回、経済的な自然流下方式で排水可能な区域について排水区域を拡大変更するものである。併せて、区域の拡大変更に伴い、一部幹線管渠を変更するとともに、大可賀汚水中継ポンプ場とその圧送幹線の名称を、地域に密着したものとするため名称変更するものである。

第 647 号議案 伊予三島都市計画土地区画整理事業の決定（伊予三島市決定）

都市計画下秋則土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：下秋則土地区画整理事業

面積：約 5.0ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、3,5,8 公園通り線、12m、約 340m、都市計画施設

その他、区画街路、特殊街路は幅員 6.0m～4.0m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

緑地の設置により、地域内の環境保全を図る。

その他の公共施設：上水道、公共下水道は供用済みであるが、道路計画に基づき、移設又は新設し、地区全域を整備する。

宅地の整備：住居地域、住居専用地域の住宅地に相応しい街区と約 250～300m²の標準画地を計画し、良好な住宅地の形成を図る。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、伊予三島市の中心市街地に近接し、現在国道 11 号バイパスが建設されるなど公共施設の整備が進み、今後一層の土地利用の進展が見込まれることから、今回、都市計画道路の整備と併せた土地区画整理事業の施行により、市街地の住環境の向上と健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉に資するものである。

会議録（一部説明及び質疑のみ）

第 647 号議案

事務局：平成元年度より地権者等地元関係者に説明会を 10 回開催するなど合意形成に努めた結果、現在 90%の同意を得ている。案の縦覧は平成 6 年 2 月 10 日から 2 月 24 日まで行い、2 通の意見書（いずれも賛成）が出された。

委員：公園通り線のほかに小さな道路ができるのかどうか。公共用地の面積割合はどうなるのか。

事務局：区画街路が幹線と格子状に作られる。減歩率は、全体で 26.1%、公共減歩は 17.0%。

第 95 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 6 年 8 月 29 日）

第 648 号議案 松山広域都市計画道路の変更（松山市決定）

都市計画道路中 3,5,49 号道後祝谷線を 3,4,49 号道後祝谷線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3,4,49 道後祝谷線、松山市道後町二丁目、松山市祝谷四丁目、（松山市道後緑台）、約 1,400m、
地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

本路線は、都心部と松山市北東部の伊台地区や湯山地区を結ぶ幹線道路であり、昭和 40 年に延長 1,560m、幅員 12m で変更決定され、一部区間については整備が図られているところである。今回、将来交通量等を勘案し交通の円滑化とゆとりある道路環境を確保するため、道路構造令に基づき、道路幅員を 16m に拡幅し、3,5,48 号道後松山港線及び県道菅沢松山線との交差部を、本案の通り計画変更するものである。

第 649 号議案 川之江都市計画下水道の変更（川之江市決定）

都市計画川之江公共下水道「3-1 下水管渠（污水幹線）」中、川之江第 1 号幹線、川西第 1 号污水幹線を次のように変更し、川之江第 2 号幹線、川西第 2 号污水幹線、川西第 3 号污水幹線、川西第 4 号污水幹線、川西第 5 号污水幹線、川西第 6 号污水幹線、川西第 7 号污水幹線、川西第 8 号污水幹線を廃止する。

また「3-2 下水管渠（雨水幹線）」中、川之江第 1 号雨水幹線、川之江第 2 号雨水幹線、川之江第 3 号雨水幹線、下分 1 号雨水幹線、下分 2 号雨水幹線、中央 1 号雨水幹線、中央 2 号雨水幹線、大江 1 号雨水幹線、大江 2 号雨水幹線、大江 3 号雨水幹線、大江 1 号吐口幹線、大江 2 号吐口幹線、新浜雨水幹線、新浜 1 号吐口幹線、新浜 2 号吐口幹線、平木雨水幹線を廃止する。

1 下水道の名称：川之江公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 577ha、川之江処理区、約 577ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3-1 下水管渠（污水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

川之江第 1 号幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字みななどおり、2.4m、約 390m

第 1 圧送幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字川原町、0.6m、約 1,090m、

污水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町、2.5m、約 400m、

川西第 1 号污水幹線、川之江市川之江町字大江、川之江市金生町下分字板屋、0.7m～1.1m、約 2,190m

第 2 圧送幹線、川之江市川之江町、川之江市川之江町字大江、0.45m、約 400m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

3-2 下水管渠（雨水幹線）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、単位；m、延長）、備考】

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字川原町、川之江市川之江町字川原町、2.4m、約 470m

「幹線管渠の区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川原ポンプ場、川之江市川之江町地内、約 6,300m²、汚水・雨水

大江ポンプ場、川之江市川之江町字大江地内、約 3,400m²、汚水・雨水

新浜ポンプ場、川之江市妻鳥町字東江ノ口地内、約 2,400m²、雨水

「区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

川之江処理場、川之江市川之江町地内、約 20,100m²、標準活性汚泥法

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

川之江公共下水道は、昭和 48 年に排水区域面積約 160ha を計画決定し、その後、数度の計画変更を得て、昭和 60 年に排水区域面積を約 577ha に拡大し、鋭意整備を進めているところであり、平成 5 年度末の面整備率は約 55%、人口普及率は約 42%となっている。今回は、近年の土地利用状況の変化に対応して、効率的・効果的な下水道計画とするため、一部幹線管渠のルートを変更する必要性が生じたことから、今回、都市計画に関する手続きの改定による管渠の変更を行い、措置するものである。

会議録（事務局説明と質疑のみ）

第 648 号議案

事務局：起点から道後松山港線までの延長約 520m については、幅員 15m で昭和 44 年から 54 年にかけて整備されている。今回、道後松山港線から終点の県道松山北条線までの約 880m について幅員を 16m に変更するとともに、道後松山港線及び県道松山北条線との交差点部に右折車線を追加、また県道松山北条線との交差点の線形を変更する。

意見書の要旨は、審議会資料に記載しておりますが、早期に決定し整備をお願いするという意見書が 6 通提出されております。その理由は、沿線の人口激増による

- ・ 県道松山北条線の交通渋滞の解消、
- ・ 歩行者の安全確保等であります。

また反対する意見書が 5 通提出されておりますが、その主要な理由は、

- ・ この地に永住したいのでルートの変更を要望する、
- ・ 道路の通過に依り、環境の悪化を招く等であります。

これらの反対意見でございますが、第 1 番目のルートの変更を要望するという意見につきましては、この路線は昭和 40 年に既に計画決定済みでございますが、既決定ルート of 両側に幅員を拡げるものであります。次の環境の悪化を招くという意見でございますが、今回の変更におきましては、停車帯や自転車歩行者道の幅員を広く取るなど、自動車の円滑な通行だけでなく、歩行者の安全な通行にも配慮し、また自転車歩行者道に植栽を施す等、環境面にも充分配慮した道路として計画しております。

委員：この路線は、ご存じの用に、在来の祝谷線が狭いため、万一事故、あるいは火災等天変地異があつ

た場合に大変な騒乱をきたす地域であります。また同時に上部地域の開発も進み、交通量も増えているように思います。市外から来ます私共も通るのに大変時間がかかります。また現在、上一万の交差点等も三角地が広がる予定もありますので、一日も早く地域や周辺住民のために着工していただき、着工完成していただくようお願いしたいと思います。

委員：関連ですが、我々もいつも通っている道路でございますが、通学する子供が傘をさすと自動車に引っ掛かるという厳しい現状があり、早く改修をするようにと、直接多くの方から聞いている件でございます。従いまして参考までに聞きたいのですが、例えば何年計画位で今後進めていきたいと考えておられるのか、その辺の見通しについて参考までにお聞かせ下さい。

議長：ただ今の委員さん、委員さんお二人の御質問、コメントの増加には県道松山北条線に関するものもあつたように思いますので、なかなか申し上げにくいところもあろうかとは思いますが、その点もお含みの上、事務局の方から御説明を願います。

事務局：今後、地元に対して十分説明し、協力をいただく中で進めなければならないと思っておりますが、通常このような道路の整備につきましては、約 10 年程度かかるのではないかと考えております。用地等の理解が得られれば、整備は効率よく進むのではないかと考えております。